

(公印省略)

廃リ第30025-2号

令和4年5月31日

各（特別管理）産業廃棄物処分業者 様

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課長 藤城 和義

事故防止対策及び事故発生時の報告等の徹底について（依頼）

日頃、本県の廃棄物行政の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、本県では、昨年度に廃棄物処理を原因とした火事が少なくとも5件発生しました。事故原因の主なものは、施設の故障、人為的ミスであり、受け入れた廃棄物の展開検査の不備により、発火の原因となるものを誤って処理してしまったものもありました。廃棄物処理業者の皆様におかれましては、施設の適切な保守点検の実施並びに処理工程及び作業手順の遵守を徹底していただくとともに、事故に対する訓練や安全教育を実施する等、日頃から事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2及び群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準第20条の規定により、廃棄物処理施設等の設置者は、事故が発生した場合、直ちに支障の除去又は応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出る必要があります。事故の状況を関係機関と情報共有することは、事故への適切な対処及び被害の拡大防止のため非常に重要であるため、事故が発生した際には、別紙のとおり県への報告及び届出を徹底していただきますようお願いいたします。

担当：産業廃棄物係

TEL：027-226-2861, 2862, 2863

E-mail：sanpai@pref.gunma.lg.jp

廃棄物処理施設における事故発生時の報告について(お願い)

事故発生時には、下記のとおり県への報告及び届出を行ってください。

記

1. 第一報

報告内容：事故の種類、発生日時、講じた応急措置（口頭で可）

連絡先：当課又は管轄の環境（森林）事務所

（土日・夜間の場合は、県庁代表の電話番号へ連絡）

2. 応急措置完了後

提出書面：特定処理施設事故状況等届出書

（「群馬県産業廃棄物情報」ホームページ（<https://www.gunma-sanpai.jp/gp06/006.htm>）参照）

提出先：管轄の環境（森林）事務所（郵送・電子メール・持参）

3. 連絡先

担当窓口	連絡先	管轄区域
中部環境事務所	前橋市上細井町 2142-1 027-219-2021	伊勢崎市、渋川市、玉村町、 榛東村、吉岡町
西部環境森林事務所	高崎市台町 4-3 027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、神流町、 上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻環境森林事務所	中之条町大字中之条町 664 0279-75-4611	中之条町、東吾妻町、長野原町、 嬭恋村、草津町、高山村
利根沼田環境森林事務所	沼田市薄根町 4412 0278-22-4481	沼田市、片品村、川場村、 みなかみ町、昭和村
東部環境事務所	太田市西本町 60-27 0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、 板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
廃棄物・リサイクル課	前橋市大手町 1-1-1 027-226-2861(平日昼間) 027-223-1111(土日・夜間)	

群 馬 県

廃棄物・リサイクル課

※ 見やすい場所に掲示してください。